

ゆりのき台自治会

車両使用規定

平成15年6月21日 制定

ゆりのき台自治会 車両使用規定

1. 貸出対象者は、ゆりのき台自治会会員に限定します。但し、総務推進部長が特別に許可した場合はこの限りではありません。
2. 申し込み自治会員が運転免許証を所持していない又は所要等で運転できない場合、家族等に運転を依頼できます。但し、車両使用責任者は自治会員とします。
3. 貸出目的は原則として、三田市クリーンセンターへの大型ゴミの輸送としますが、私用の大型物品の搬送等は申込時の申請により許可します。但し、営利を目的とすること、または第三者に貸し出しすることは禁止します。
利用地域は、三田市内及び三田市隣接地域とします。前記以外の利用はお断わりします。
三田市隣接地域は以下の通りです。
神戸市北区、篠山市、三木市、西宮市、宝塚市、加東市、猪名川町
4. 貸出時間は、火曜日～日曜日の 9 時 15 分～12 時 45 分の 3 時間半（午前）、13 時 15 分～16 時 45 分の 3 時間半（午後）、または 9 時 15 分～16 時 45 分の 7 時間半（1 日）とします。
貸出し時間は厳守して頂きます。
5. 使用の申し込みは、ゆりのき台コミュニティハウス事務室に常備の「ゆりのき台自治会車両使用申込書兼領収書」（以下、使用申込書）に自治会員名、運転者名、運転免許証番号、使用地域、使用目的等必要事項を記入し、会員の捺印および運転者の運転免許証を提示下さい。
受付は、申込日の 1 ヶ月先の末日までの使用日を受け付け、窓口での先着順とさせていただきます。なお、電話での受付は行いませんが、空き状況の問い合わせにはお答えいたします。
6. 使用料として、午前、午後は各 500 円、1 日は 1,000 円を申込時に頂きます。
尚、目的地が三田市以外の場合は、500 円の追加使用料を頂きます。前日までに使用をキャンセルされた方、および当日の天候不良等でのキャンセルには、使用料を返却いたします。また、総務推進部長が、特に必要と認めた場合は、役員会の承認を得て使用料を免除することが出来ます。
領収書添付の「使用申込書」をお渡しいたしますので、使用当日まで失わないように保管ください。事務室の控として、当申込書のコピーを保管いたします。
7. 車両貸出しの当日は、「使用申込書」と運転者の運転免許証を提示願います。万一、免許証が申込み運転者と異なった場合は、使用をお断りします。
8. 運転者は、「車両点検表」に基づいて、必ず車両の点検をお願いします。

また、使用後は車両を清掃の上、返却されるようお願いいたします。

9. 当車両には、放送装置が設備および青色パトロール用の機器が搭載されていますが、使用しないでください。大型物品の搬送時は、必ず備え付けのロープやシートを使用し、不用意に積荷が倒れないように処置して下さい。また、後部のゲートを下げたまま走行しないで下さい。

10. 事故が発生した場合は直ちにコミュニティハウスを通じ、総務担当部長に連絡下さい。相手側、保険会社との交渉の全ては、車両使用責任者が責任を持って行ってください。この場合、ゆりのき台自治会が加入の強制保険、任意保険をご利用ください。また、車両に損傷がある場合は、車両使用責任者が修復し、原状に戻してから返却下さい。

11. ゆりのき台自治会行事等の使用時、コミュニティハウス休館日、整備点検時は、ご使用できません。また、車両の不具合、自治会での急遽の使用等で当日使用をお断りする場合があります。これによって車両使用者に損害が生じても、当自治会は一切の賠償責任を負いません。

尚、この場合には、前納した使用料金を全額お返しします

12. ガソリンの補給は、必要に応じ利用者にて行ってください。レシート提出にて、ガソリン代をお支払いいたします。

半日使用において30キロ以上、1日使用において60キロ以上走行の場合は、1キロにつき10円のガソリン代を徴収します。

13. この規則に定めのない事項もしくはやむを得ない事情等により規則を一時的に変更する場合は、総務推進部長が判断します。

14. この規定は、平成15年6月21日より試行します。

使用規則の改定 平成23年4月17日

平成25年4月21日

平成26年2月1日

2021年4月1日